

業務説明資料

1 業務概要

- (1) 業 務 名 浜松市中山間地域プロモーション映像制作事業業務
- (2) 履 行 期 間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (3) 履 行 場 所 浜松市内
- (4) 契約上限金額 1,903 千円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (5) 目 的 市内中山間地域の伝統ある行事や祭事、雄大な自然が織りなす絶景などの魅力を、デジタルサイネージ広告や、デジタル広告、動画配信サイト等を通じて効率的に発信するにあたり、中山間地域をプロモーションする映像を制作する必要があるため。

2 業務委託内容

浜松市の中山間地域（天竜区全域及び浜名区引佐町北部（旧伊平村、旧鎮玉村））の、伝統芸能や祭事、自然風景等を素材とするプロモーション映像を制作する。

3 業務の内容

(1) 制作する映像は以下の通り。

ア 3分程度（音声、BGM、ナレーション等有り）

イ アを30秒に編集したもの（音声、BGM、ナレーション等有り）

ウ ア、イについてそれぞれ音声、BGM、ナレーション等が無いもの。

エ 浜松市中山間地域（浜松市天竜区全域及び浜名区引佐町北部（旧伊平村、旧鎮玉村））で撮影した映像及び画像を使用しているもの。

オ 浜松市中山間地域の6エリア（天竜、引佐、龍山、佐久間、水窪、春野）それぞれの地域の素材を編集し、つなぎ合わせたもの。

カ 映像の中に、委託者が指定する伝統芸能や祭事の素材が組み込まれたもの。

キ 浜松市中山間地域の魅力が伝わるもの。

4 成果物

(1) 業務計画書

- ・ 契約締結から10日以内に制作し、委託者の承認を得ること。
- ・ 動画撮影の年間スケジュールを含む業務計画書を制作すること。

(2) 映像

ア 3分程度の映像（音声、BGM、ナレーション等有り）

イ アの映像の音声、BGM、ナレーション等がないもの

ウ アの映像を30秒に編集したもの（音声、BGM、ナレーション等有り）

エ ウの映像の音声、BGM、ナレーション等がないもの

(3) 完了報告書

- ・ 業務完了後に、業務完了報告書を提出すること。

5 その他

- (1) 契約締結後、業務予定表を中山間地域振興課に速やかに提出すること。
- (2) 本委託における成果品の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、第三者が有する場合を除き、浜松市に譲渡すること（成果品は加工等も含めて二次利用・三次利用ができる状態での納品とし、本年度以降も浜松市に帰属する。）。受託者は著作者人格権の行使をしないものとする。
- (3) 第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、受託者の責任と費用を持って処理すること。
- (4) 受託者は、本委託の実施により知り得た情報が漏洩することの無いように、情報の管理に万全の措置を講じること。また、受託者の責めに帰すべき情報流出等の事故に対しては、受託者が責任を負うが、本市に対しては速やかに報告すること。
- (5) 受託者が業務上知り得た個人情報については「個人情報保護法」を遵守し、個人情報の適正な管理および保護を図るため、必要な措置を講じること。
- (6) 本業務の実施に当たって撮影が必要な場合は、事前に管理者等に撮影等の許可を得ること。また、内容について十分な検討を加えた上で、関係機関との連絡を密に図り、情報交換、調整、資料収集に努めること。
- (7) 本業務の遂行に当たっては環境関係法令を遵守し、浜松市環境方針及び浜松市特定調達物品等の調達方針（ガイドライン）に基づいて、事業の推進に努めること。
- (8) 本仕様に記載のない事項については、中山間地域振興課と協議して決定する。